

議 案 第 7 号

大阪市非常勤職員公務災害等補償条例等の一部を改正する条例案

(大阪市非常勤職員公務災害等補償条例の一部改正)

第1条 大阪市非常勤職員公務災害等補償条例（昭和42年大阪市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(大阪市立障害者就労支援施設条例の一部改正)

第2条 大阪市立障害者就労支援施設条例（昭和52年大阪市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第15条第1号中「第5条第14項」を「第5条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に改める。

(大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第3条 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例（昭和59年大阪市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「同条第11項」を「同条第10項」に、「同条第13項」を「同条第12項」に、「第5条第17項」を「第5条第16項」に、「同条第18項」を「同条第17項」に改める。

第3条第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(大阪市立障害児入所施設条例の一部改正)

第4条 大阪市立障害児入所施設条例（平成17年大阪市条例第125号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

(大阪市立児童発達支援センター条例の一部改正)

第5条 大阪市立児童発達支援センター条例（平成17年大阪市条例第126号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改め、同条第5号中「第5条第18項」を「第5条第17項」に改める。

(大阪市立住まい情報センター条例の一部改正)

第6条 大阪市立住まい情報センター条例（平成11年大阪市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第12条第5項第3号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(消防協力者等損害補償条例の一部改正)

第7条 消防協力者等損害補償条例（昭和41年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月14日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定を整備するため、大阪市非常勤職員公務災害等補償条例ほか6条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

大阪市非常勤職員公務災害等補償条例（抄）

（介護補償）

第 9 条の 2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて市規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) 省 略

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

第 5 条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入
第11項

所している場合（同条第 7 項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を
受けている場合に限る。）

(3) 省 略

大阪市立障害者就労支援施設条例（抄）

（設 置）

第 1 条 本市に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第 5 条第14項に規定する就労移行支援及び同条第15項に規定する
第13項 第14項

就労継続支援を行うことを目的とする施設（以下「施設」という。）を設置し、その名称及び位置は、別表のとおりとする。

（業務の範囲）

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1） 法第 5 条第14項に規定する就労移行支援及び同条第15項に規定する就労継続支援の実施
第13項 第14項

（舞洲就労支援所にあつては、同項に規定する就労継続支援の実施）に關すること

- （2）－（3） 省 略

大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例（抄）

（事 業）

第 2 条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（1）－（2） 省 略

（3） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。

以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 8 項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）、同条第11項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）、同条第13項第10項

に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）、児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する障害

児（以下「障害児」という。）に係る障害者総合支援法第 5 条第17項に規定する計画相談支援第16項

援（以下「計画相談支援」という。）及び障害児に係る同条第18項に規定する基本相談支援第17項

（4）－（5） 省 略

（施 設）

第 3 条 センターは、前条に規定する事業を行うため、次に掲げる施設をもって構成する。

（1） 省 略

（2） 障害者総合支援法第 5 条第12項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）

う。）

（3）－（4） 省 略

大阪市立障害児入所施設条例（抄）

（事 業）

第 2 条 学園は、次に掲げる事業を行う。

（1）省 略

（2）法第 4 条第 2 項に規定する障害児及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第 4 条第 1 項に規定する障害者（以下「障害児等」という。）に係る障害者総合支援法第 5 条第 8 項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）並びに市規則で定める障害児等に係る同条第 7 項に規定する生活介護及び同条第11項に規定する施設入所支援
第10項

（3）省 略

大阪市立児童発達支援センター条例（抄）

（事 業）

第 2 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

（1）－（3） 省 略

（4） 法第 4 条第 2 項に規定する障害児（以下「障害児」という。）に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第17項に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。）
第16項

（5） 障害児に係る障害者総合支援法第 5 条第18項に規定する基本相談支援
第17項

大阪市立住まい情報センター条例（抄）

（利用料金）

第12条 省 略

2 - 4 省 略

5 指定管理者は、次に掲げる利用料金を免除することができる。

（1）-（2） 省 略

（3） 社会福祉施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第

12項に規定する施設をいう。以下同じ。）の職員が、入所者（社会福祉施設に入所している

11項者をいう。以下同じ。）を引率してミュージアムに入場し、又は企画展示室における展示を観覧するときの当該職員、入所者及び入所者に同伴して当該入所者の介護を行う者の入場料及び観覧料

（4）-（6） 省 略

6 - 8 省 略

消防協力者等損害補償条例（抄）

（介護補償）

第 6 条の 2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する消防協力者等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて市規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) 省 略

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

第 5 条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入
第11項

所している場合（同条第 7 項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

(3) 省 略

2 省 略